

平井宜雄先生の講義の思い出

弁護士 染谷 隆明

1. はじめに

初めに本年度をもって、平井宜雄先生が本学を退職される。

そこで、今村記念研究室の研究雑誌である今村研究室報に、平井先生の退職記念特集が組まれることになった。その中で平井先生の講義を受講した学生が平井先生の講義の思い出を投稿する企画があり、その投稿を私が引き受けることになった。

平井先生の講義の思い出を執筆することは身に余る光栄な仕事であるが、与えられたテーマ上、平井先生の講義の内容やそれに対する若干の評価が含まれざるを得ない。平井先生の講義を評することなど恐れ多い限りであるが、本稿のテーマの性質上、その点について、触れざるを得ないことをご海容いただけたら幸いである。

私にとって、平井先生の講義とは、講義によって毎回私の知的好奇心が刺激され、その知識欲を満たすためにさらなる勉強をするきっかけを与えていただいた、いわば起爆剤的存在であった。平井先生の講義の後、講義により受けた知的興奮そのままに平井先生にご質問したり、図書館で平井先生の論文その他の文献を読みふけたのは懐かしい思い出である。

また、平井先生の講義では、平井先生の教育に対する真摯な姿勢を直に感じ取ることができ、その教育観にはいつも感動させられていた。私も平井先生のその指導に応えようと私なりに学生生活を過ごしていた。

ところで、学生時代の友人から「染谷は二言目には平井先生は……と言っていた」と言われることがある。このように、私にとって、法科大学院の思い出の主要部分が平井先生の講義の思い出であったと言っても過言ではなく、与えられた紙面では、とても語りつくすことができない。そこで、とりわけ印象深かった契約法、立法政策学の講義、卒業式の思い出に触れることにしたい。

2. 平井先生との出会いと契約法の講義の思い出

専修大学法科大学院に入学して、初めての授業が「現代契約法」という授業であった。この授業は、オムニバス形式であり、私のクラスは平井先生の授業から始まった。この授業が平井先生との出会いであった。

私は、大学院での初めての授業であり、意気込んでいたことから、事前に読むことが推奨されていた「新版注釈民法(3)」の法律行為前注の部分、「契約法学の再構築(1)(2)(3)」、村井武氏との共著の「交渉に基づく契約の成立(上)(中)(下)」を読んで、授業に臨んだ。

まず、初回の講義で驚いたのは、平井先生の教育観である。具体的には、平井先生は、教師の役割というのは、生徒にわかりやすく講義をすることではなく、教師が持つ全てのものを学生に提示し、学生の知的好奇心を刺激し、学生自ら理解することの手助けをすることであると仰っていた。私は、学生であったので、今まで教師の教育観について考えたことがなかったが、この言葉を聞いて、平井先生は、常に我々学生が良い「法律家(議論により問題を解決する者)」となれるよう、全力で講義をしているのだと実感し、深く感動した。

初回の授業で、平井先生は、従来の契約法学が実務上も法学教育上も有用なものではなかったということを指摘し、あるべき契約法学(新契約論)とは何たるかお話しされ、新しい契約理論が「契約当事者間の権利義務関係を事前に設計する理論および技法」であることを提示された。そして、権利義務を事前に設計するには、当事者の目的を分析し、その目的に適合するように権利義務を設計するため、創造力と想像力がなくてはならないとの教えを受けた。私は、今までにない契約理論の講義を受けて契約理論に興味を持ち、その後(もちろん主観においてであるが)契約法の学習をよくするようになった。

契約法の授業では、他にも思い出深いエピソードがいくつかある。まず、上記のように平井先生の講義における姿勢に感動し、平井先生の契約理論自体にも知的刺激を受けたことから、学生であった私も平井先生の教えに応え全力でぶつかりたいと考えた。しかしながら、私自身が浅学であったことや当時は平井先生の契約法の教科書が刊行されていなかったこともあり、平井先生から与えられていた事前課題

が思うように解けなかったのである。そこで、私と同じクラスであり、私と同様に平井先生に正面から向かいあいたいと考えていた植田高史さん（現在弁護士，福島県弁護士会）と勉強会を開いたり，契約法の講義の前の日には，植田さんと勉強合宿を行いほぼ徹夜で授業の準備をして授業に臨んでいた。この授業の準備は，あたかも戦に出ていく準備をしているようで，とても楽しかった。

また，学生が手付に関する判例の事例をうまく説明できなかったとき，平井先生は急に将棋の話をし始め，「プロの棋士は，将棋台がなくても将棋をさすことができます。法律家もこうでなくてはなりません。つまり，事案を説明するときは，その事案の情景が浮かぶように説明しなければいけないのです。」と仰ったのである。そのときから，判例を読むとき，事案を口頭で説明できるよう熟読するようになった。

その他にも，契約法の講義では，初めて経済学や交渉学に触れた。契約法の講義をきっかけとして，にわか勉強ではあるものの「法と経済学」や「交渉学」について勉強をし始めた。特に「交渉学」については，平井先生が従来から指摘されているように，「交渉家としての法律家（ネゴシエーター）」が今後重要な役割を果たすことが予想されるので，今後も勉強を続けたい。

以上のように平井先生の契約法の講義は，知的興味を与えてくれる起爆剤的役割であり，平井先生に出会い，その教えを受けていなければ楽しんで勉強することはできなかったに違いない。

3. 立法政策学の講義の思い出

立法政策学は今まで勉強したことがなかったため，いつも新鮮な気持ちで講義を受けていた。この講義は，経済学，歴史学，社会学等さまざまな興味深い分野に触れることが出来たが，何より平井先生の談話が楽しかった。平井先生には，さまざまなお話をしていただいた。例えば，キリスト教，十字軍，南イタリアのギルド，中東における取引市場，中国における規範の意味，鎌倉時代の封建制度，レーダーの開発経緯，指揮者ビューローと作曲家ワーグナーの関係から見える人間模様などどれも興味深いものであり，立法政策学の授業は最も楽しい授業であった。そして，平井先生の幅広く深い教養にいつも感嘆していた。

立法政策学の授業では、学生が平井先生の法政策学の理論を具体的な問題に適用し、報告する演習があった。元より私は立法政策学の報告をするつもりであったが、他の学生は消極的であり、立候補する者が乏しかった。そこで私は、この学生が発表をしたがらない状況に法政策学を適用したら面白いのではないかと考え、『誰が立法政策学の報告を行うべきか』というやや皮肉めいたテーマの報告をすることを立候補した（内心では、このような内容の報告を許されるのか冷や冷やしたが、平井先生からは特に何も言われなかった。これは、権威主義を是としない平井先生のお人柄によるものである）。

私は、司法試験の勉強そっちのけで報告の準備をしたが、この報告は失敗に終わってしまった。なぜなら、私は、元々報告する予定であり、平井先生の前で報告できて、批評していただける機会など滅多にないと思い、この報告の機会が希少な「財」であることを前提として、問題設定を行ってしまったからである。しかし、他の学生は発表を躊躇していたのであるから、報告の機会は「負財」であった。この根本的な部分を誤って報告したため、失敗してしまった。ただ、平井先生から、報告後、「負財」の配分はどのようにすべきか、どのようにすれば、「負財」を「財」に変えることが出来るか（このテーマであれば、例えば、報告をした者を成績上優遇するなどの手段が考えられる）など丁寧に批評していただき大変勉強になった。

4. 卒業式でのはなむけの言葉

卒業式には、格別の平井先生の思い出がある。それは、平井先生の卒業生に対するはなむけの言葉である。

本学では、卒業式での修了証授与は、院長である平井先生からなされる。その後、平井先生から卒業する学生に対してはなむけの言葉が言い渡される。私の記憶違いでなければ、その大要はこうであった。

「私は、法科大学院の院長という行政上の立場があるので、この場では、諸君に卒業おめでとうと言いたいです。しかし、これは建前であり、本心では卒業したからといっておめでとうとは思いません。約1カ月後に控えている司法試験に受かってもおめでとうとは思いません。みなさんはこれから法律家になるのです。法律家の能力が最も試されるときは、これまで全く議論されていなかった法律問題、

考えたこともないような未知の法律問題にぶつかったときです。未知の法律問題を解決するには、今まで培ってきた既存の知識や経験を総動員して、筋の通った考え方とその論拠を示し、説得しなくてはなりません。私は、みなさんが今まで議論のされたことのない未知の法律問題を解決したときに、はじめて心からおめでとうと言いたいと思います。」

「そして、知識というものはすぐに陳腐化します。ですから、常に勉強するように心がけ、他の人が持っていない自分だけの陳腐化しない知恵 (wisdom) を身につけてください。そのためには、自らを常に修羅場に追いやる必要があります。私は、常に大先生と論争することにより常に自らを修羅場に置いてきました。みなさんも自らを修羅場に追いやり、陳腐化しない知恵 (wisdom) を身につけてください。」と大要このように仰られた。

私は、平井先生が一貫して「法律家」を育てるべく、真摯に法学教育に打ち込んでこられたことを改めて実感し、このはなむけの言葉にとっても感動したとともに、平井先生のいう智恵 (wisdom) を身につけるべく自らを修羅場に追い込みたいと思った。

5. 最後に

現在、私は、卒業式直後の司法試験に合格し、司法修習を修了して、弁護士としての一步を踏み出したところである。

平井先生に対する多大なる学恩に報いるためには、平井先生からご指導を受けた本学の若い法曹が「法律家」として活躍することができるかどうかにかかっている。そのために、常日頃、勉強を怠らず、あらゆるものに関心を払い、自らを修羅場に置くよう心掛け、いち早く平井先生から「おめでとう。」と言われるときが来るよう日々研鑽していくことを誓いたい。

最後になりましたが、平井先生の熱心なご指導に深い感謝を申し上げますと共に、さらなる今後のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。